

## 1 人口減少対策に資する新たな税制措置等に関する論点

以下について、それぞれどのように考えるか。

### (1) 子や孫への資産移転促進税制（別添資料1）

○ 現行の教育資金等を対象とした贈与税の非課税制度について

- ・要件の緩和や手続きの簡素化
- ・対象資金の拡充

などを図り、新たに結婚資金や子育て資金を対象とした恒久的な贈与税の非課税制度を創設すること

○ 上記にあわせ限度額を拡充（現行1,500万円⇒3,000万円）すること

### (2) 所得税・住民税の控除のあり方の見直し（別添資料2）

○ 「所得控除」から「給付付き税額控除」へ移行する仕組み

### (3) 地方へ本社の移転等を促進する税制（別添資料3）

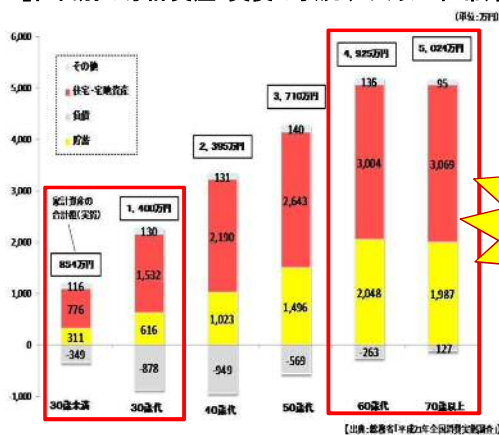
○ 東京圏から地方に本社等の移転等を行う企業（本社機能の一部移転や研究開発拠点の立地等を含む）に対して、法人税を引下げ、地方税の課税免除

### (4) 東京一極集中を是正するための人と企業の地方移転を促進する税制（別添資料4）

○ 地方の法人税率を東京より引き下げる仕組み

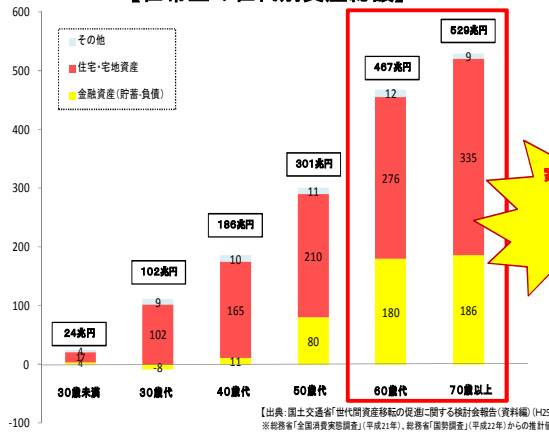
20、30歳代の家計資産は非常に少ないが、60歳以上の高齢者は不動産資産を中心に多額の家計資産を保有。

【世代別の家計資産・負債の状況(2人以上世帯)】



若年層と高齢層では、大きな資産格差！

【世帯主の世代別資産総額】



家計資産の約6割が高齢層に集中！

出生率を上げていくためには、子・孫世代の結婚・子育てに係る経済的な負担を軽減する、高齢者からの所有資産の移転促進策が有効！

○世代間の協力で子育てを支え合うため、高齢者から子・孫の世代への「自発的な」資産の移転を促進！

- 【例】①贈与税における「結婚・子育て支え合い非課税制度(仮称)」を創設
  - ②公的保険の補償による新たなリバースモーゲージ制度を創設
  - ③新たな投資国債「子育て債(仮称)」を活用した低所得者向け交付金制度等の創設
- ※子育てを未来への投資へと捉えた新たな国債

○これにより、少額の財政負担でより大きな政策効果を発揮！

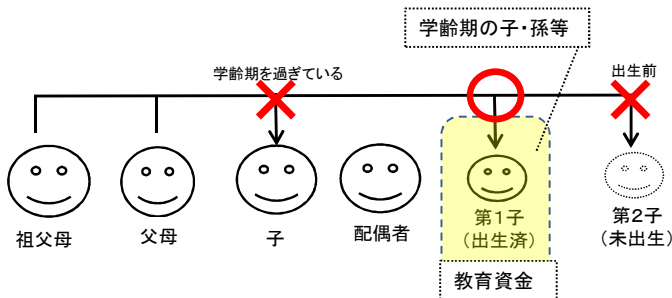
(参考) 子ども手当に係る公的負担(H22) 約2.4兆円 > 相続・贈与税収(H26) 約1.5兆円 ※いずれも予算ベース

提案① 「結婚・子育て支え合い非課税制度(仮称)」の創設

- 贈与税について、現行制度の要件を緩和し、「結婚・子育て支え合い非課税制度(仮称)」を創設(恒久制度)。
- 相続税について、課税ベースの拡大(基礎控除の引き下げ)により、その一部の少子化対策目的税化を検討。

【現行】教育資金等の一括贈与に係る贈与税の非課税制度

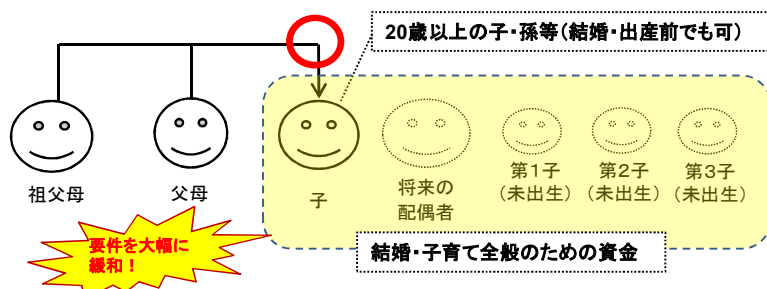
...贈与資金の対象



<現行制度の課題>

- ①出生した学齢期の子・孫等に対する贈与のみが対象  
→ 結婚、出産していない若年世代の将来の経済不安の軽減につながらない
- ②金融機関に領収書等を提出した後、支出した資金を払い出し  
→ 手続きが極めて煩雑
- ③対象資金は教育資金に限定  
→ 子育て世代の幅広い資金ニーズに応えられていない
- ④時限的な制度(H25.4.1からH27.12.31までの贈与に限る)  
→ 将来の子育て世代が利用できない

【新制度】「結婚・子育て支え合い非課税制度(仮称)」(イメージ)



要件を大幅に緩和！

<新制度の改正ポイント>

- ①対象要件の緩和  
○20歳以上の子・孫等であれば結婚、出産前の贈与も対象
- ②手続きの簡素化  
○結婚、出産の事実があれば、金融機関から一定額を払い出し
- ③対象資金の拡充  
○対象資金を結婚・子育て全般のための資金にまで拡充  
○上限額(現行1,500万円)の引き上げを検討(※)  
※各種調査結果を基に試算すると、結婚し、3人の子どもを大学卒業(すべて国立)まで育てる場合の費用は約9,100万円
- ④制度の恒久化

人口減少対策に係る新たな税制度(たたき台)

富山県資料

基本的な考え方

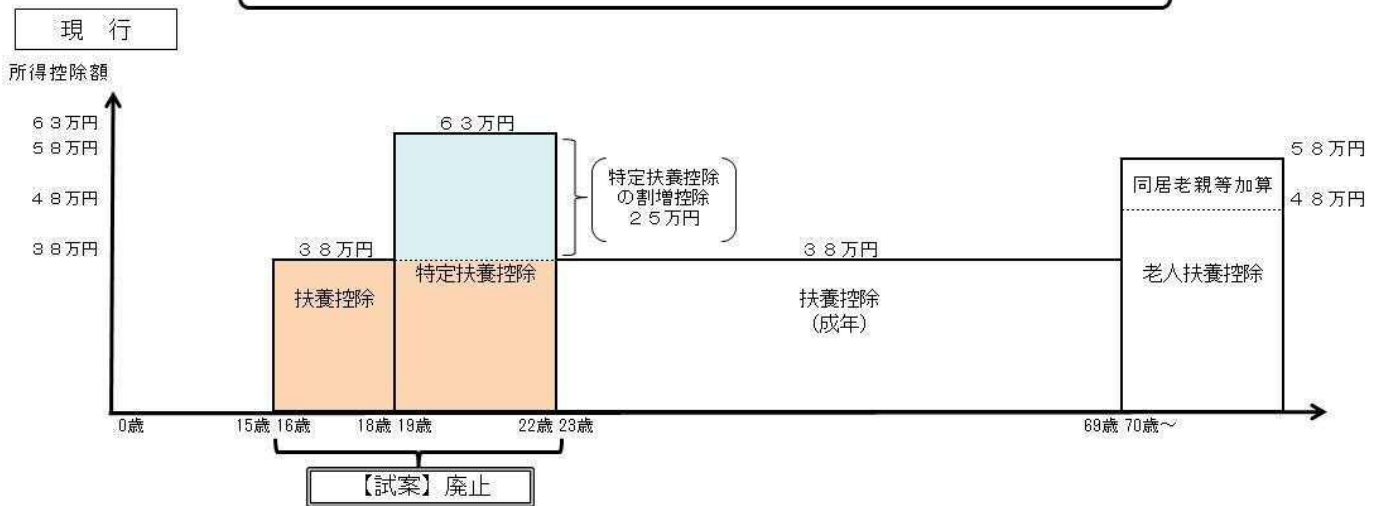
- 子どもが多いほど有利になる新たな仕組み
- 子育て世帯の経済的負担の軽減、特に所得の少ない世帯への支援

【試算】「所得控除」から「給付付き税額控除」への移行

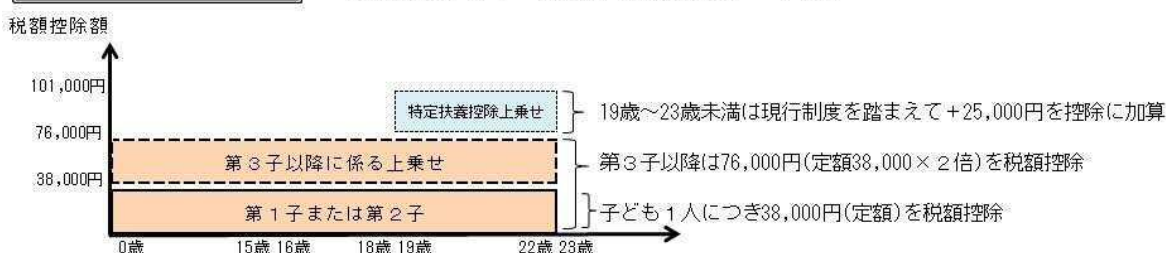
- 所得税・住民税の所得控除のうち、配偶者控除と扶養控除（16歳～23歳に係るもの）は廃止
- 上記に代えて、所得税の場合、世帯員1人当たり38万円の基礎控除を持つこととし、所得から控除できない専業主婦、子どもについては、
  - ・ 専業主婦は38,000円（38万円×10%相当）を夫の所得税から税額控除
  - ・ 子どもは1人につき38,000円を父親の所得税から税額控除
  - ・ 第3子以降は76,000円（第1・2子38,000円×2倍相当）を同様に控除
  - ・ 大学生（19歳～23歳未満）は25,000円（特定扶養控除の割増控除分25万円×10%相当）を控除額に加算
- 所得税から控除しきれない額については、現金を給付

※ 住民税の場合、基礎控除33万円

扶養控除(所得税)の現行制度 及び【試算】による見直しイメージ



【試算】による見直し 「所得控除」から「給付付き税額控除」への移行



※ このほか配偶者控除についても廃止し、配偶者に38万円の基礎控除を付与

## 地方への人の流れをつくる新たな税制度(たたき台)

## 基本的な考え方

- 地方から東京圏への人口流出に歯止めをかけ、若い世代が地方にとどまり安心して働ける雇用の場を創出
- 東京圏から地方に本社等の移転等を行う企業に対する税制上のインセンティブ

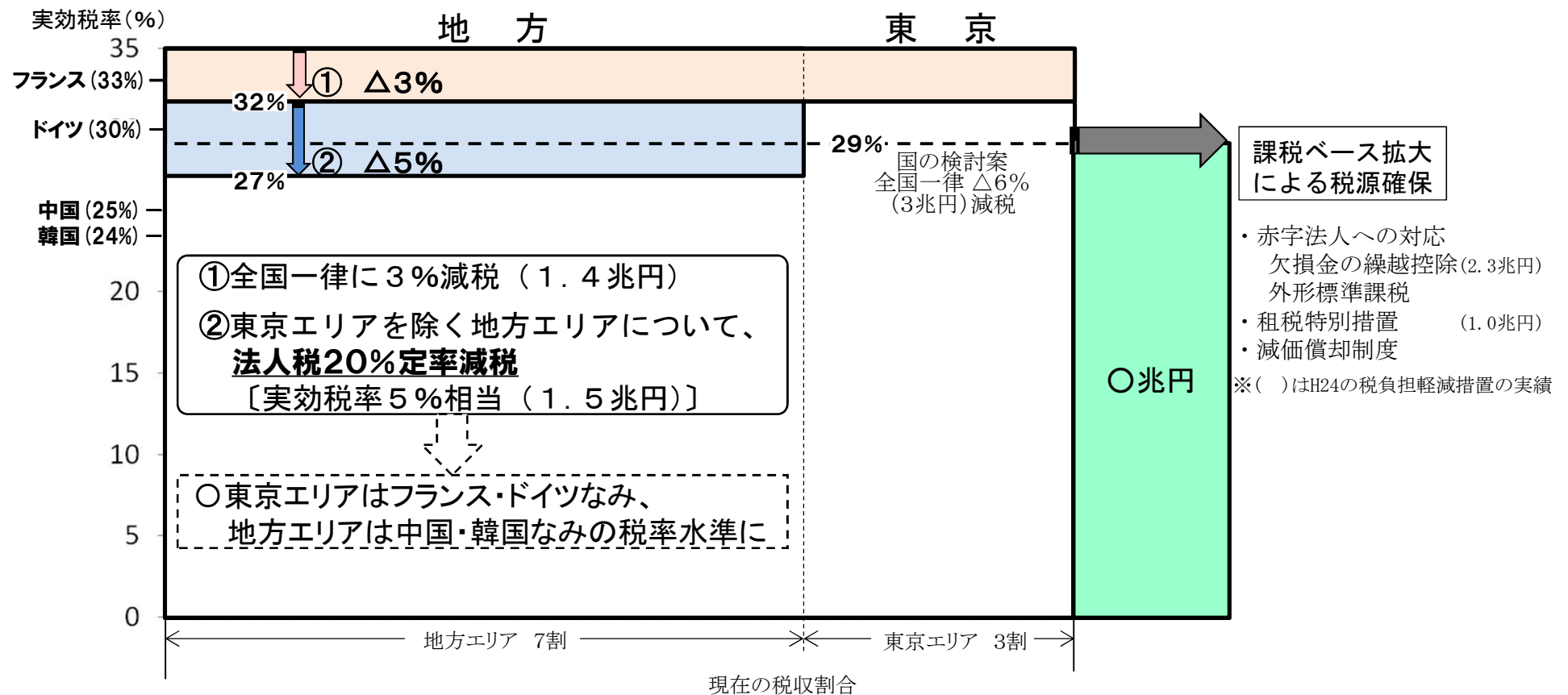
## 【試案】地方に本社等の移転等を行う企業に対する法人税の引下げ、地方税の課税免除措置

- 対象法人：東京圏から地方へ本社等を移転等した企業（本社機能の一部移転や研究開発拠点の立地等を含む）
  - （案）・東京圏：まち・ひと・しごと創生法案を参考
    - ・本社機能の一部移転の認定要件 = 本社に勤務する従業員の5%以上が異動など
- 法人税に係る法人所得の30%を課税所得から控除 ※10年間
- 本社移転等に際して取得、建設、増設した土地・建築物・構造物・機械設備等について
  - ・国税（法人税等）の特別償却
  - ・地方税（事業税、不動産取得税、固定資産税）の課税免除 ※取得等から10年間
- 課税免除による地方税の減収部分については、地方交付税による減収補てん措置の対象



## ふるさとと企業減税の導入

- 国の3課題「人口減対策」「成長戦略」「財政再建」の解決手段が「ふるさとと企業減税」
- 国が検討中の減税規模(3兆円)を維持しながら、地方の法人税を東京より大きく減税



※ 法人住民税の課税標準を税額控除前の法人税額とすることにより、法人住民税は減収にならない。

## 2 ふるさと納税に関する論点

- 謝礼としての特典競争が過熱気味で、制度本来の趣旨（ふるさとや地域の応援、貢献）から逸脱しているのではないかと指摘があることについてどのように考えるか。

- 【例】
- ① 寄附額との対比で特典の価格（還元率）が高いもの
  - ② 特典が高額なもの
  - ③ 換金性の高いもの

## ふるさと納税の特典に関する最近の見解

(H26.8.29 時事通信社 iJAMP)

### ◎特典「適度な範囲に」=ふるさと納税で懸念—新藤総務相

新藤義孝総務相は29日の閣議後記者会見で、ふるさと納税で寄付を受けた自治体が謝礼に贈る地元産品などの特典について「適度、適切な範囲にとどまることが重要」と述べ、競争過熱を防ぐための対応を検討する考えを示した。

ふるさと納税は、出身地などの自治体に2000円を超える寄付をすると、居住地の住民税や所得税が控除される仕組み。寄付の謝礼に地元産の和牛やコメといった特典を贈る動きが全国の自治体に広がっており、それを目当てに寄付する人も増えている。

政府は、ふるさと納税の利用者がさらに増えるよう、2015年度から控除額の上限を引き上げるとともに、必要な手続きを簡素化する方針。ただ政府内には、その際に特典については制限する必要があるとの指摘もあり、年末の与党での15年度税制改正論議で具体的に検討される見通しだ。

(H26.9.5 時事通信社 iJAMP)

### ◎特典制限「強制は考えず」=ふるさと納税で—高市総務相

高市早苗総務相は5日の閣議後記者会見で、ふるさと納税の謝礼に地方自治体が特典を贈る動きの「行きすぎ」を防ぐための対策について「強制性をもって何かを自治体に申し上げることは現段階では考えていない」と述べた。

高市総務相は、ふるさと納税について「非常に良い制度だと思うし、地方もそれによってずいぶん元気になってきている」と評価。その上で、「しばらくは何か行政的に制限をかけるのではなくて、節度を持って、しかしながら知恵を絞って活用していただきたいというのが私の思いだ」と語った。

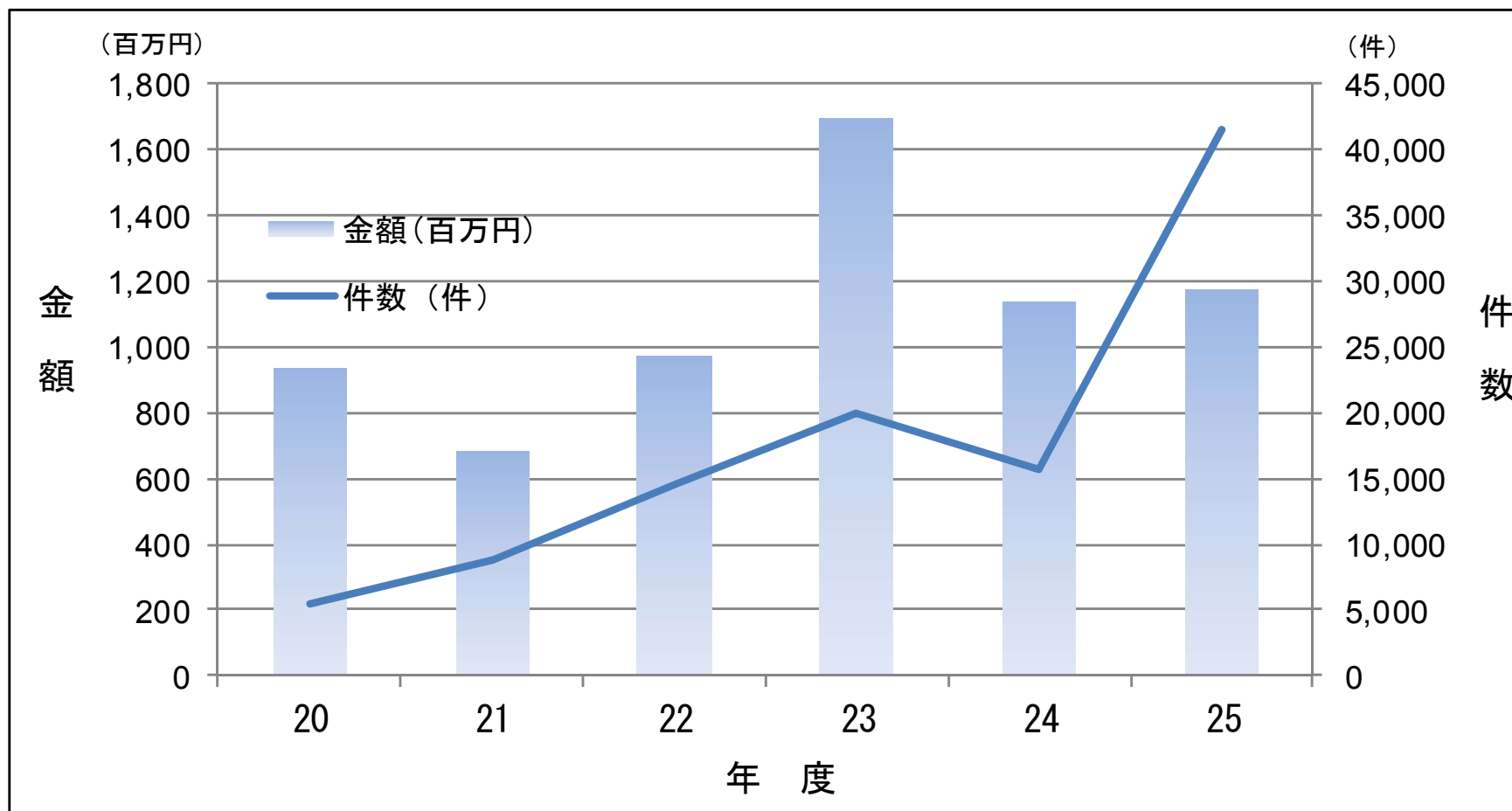
(H26.9.19 時事通信社 iJAMP)

### ◎過熱防止へ総務省は見解を=ふるさと納税の豪華特典で—石破地方創生相

石破茂地方創生担当相は19日の閣議後記者会見で、ふるさと納税で寄付をした人に贈られる特典について「イカの次はタコだ、タコの次はカニだと、どんどん豪華になっている。総務省はきちんと見解を示してもらいたい」と述べ、行き過ぎを防ぐため対策が必要との考えを示した。また、「地域の産業が活性化するからいいのではないかと聞かれると、これは税の理論としてどうなんだという気がする」として、税制上の課題や今後の方向性などを検討すべきだとの認識を示した。

ふるさと納税は、出身地などの自治体に2000円を超える寄付をすると、所得税や居住地の住民税が控除される仕組み。最近では、自治体が謝礼に贈る地域特産品などの豪華な特典を目当てに寄付をする人が増えている。

# 1 ふるさと納税の実績（都道府県 H20 年度～H25 年度）



	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
件数 (件)	5,519	8,829	14,603	19,878	15,589	41,486
金額 (百万円)	938	685	970	1,699	1,139	1,175

(H26. 4 福井県調べ)



## 2 各都道府県の特典設定状況

	都道府県数	備 考
特 典 あ り	29	うち対外的なPRあり23
寄附基準額あり	26	
段 階 な し	14	
段 階 あ り	12	
2段階	(6)	
3段階	(2)	
4段階	(2)	
5段階	(1)	
6段階	(1)	
寄附基準額なし	3	寄附額に関わらず寄附者全員に特典を贈呈
特 典 な し	18	
計	47	

(H26.5 富山県調べ (富山県 H26.10 時点))

### 3 各都道府県の寄附基準額及び特典の額（主な寄附基準額のもの）

寄附基準額	特典の額(程度)	都道府県数
5,000 円以上	500 円	2
	1,000 円	1
	2,000 円	2
	その他	3
	小 計	8
10,000 円以上	1,000 円	1
	2,000 円	4
	3,000 円	6
	4,000 円	1
	5,000 円	1
	その他	1
	小 計	14
30,000 円以上	3,000 円	2
	4,000 円	1
	5,000 円	2
	11,000 円	1
	小 計	6

寄附基準額	特典の額(程度)	都道府県数
50,000 円以上	5,000 円	3
	6,000 円	1
	10,000 円	1
	小 計	5
100,000 円以上	2,000 円	1
	3,000 円	2
	10,000 円	2
	11,000 円	1
	その他	1
	小 計	7
500,000 円以上	1,500 円	1
	4,500 円	1
	12,000 円	1
	小 計	3
1,000,000 円以上	50,000 円	2

(H26. 5 富山県調べ(富山県 H26. 10 時点))

※ 複数の段階を設定しているものも、各寄附基準額の段階ごとに設定されている特産品の額を記載  
特典の額には、一部、企業協賛による企業側負担額や送料を含むものもある。

## 4 ふるさと納税に関する特典の事例

### 事例① 寄附額との対比で特典の価格(還元率)が高いものの例

特 典	還元率	条件(寄附額)
米 20 kg	約 80%	1 万円以上
特産品詰め合わせ(米、焼酎など)(7,000 円相当)	70%	1 万円以上
町内の各旅館、ホテル、飲食店等で利用可能な温泉感謝券(8,000 円相当)	80%	1 万円以上
特産品(鮮魚等)(1 万 5 千円相当)	75%	2 万円以上
刃物(1万円相当)、和紙製品(1 万円相当)	67%	1 万 5,000 円以上
牛 1 頭分(200 万円相当)	67%	300 万円以上

### 事例② 特典が高額なもの例

特 典	条件(寄附額)
熱気球出張係留(日本全国、寄附者指定の場所)	100 万円以上
米等 10 品(5 万円相当) + 温泉共通利用券(4 万円) + 高級インテリア(工芸品)	100 万円以上
レディースフォーマル(ワンピース+コートドレス)(130 万円)	300 万円以上
遊園地貸切(送迎バス2台+バイキングランチ 80 名分付)(総額 50 万円相当)	100 万円以上
米 600 kg + 墓地 1 区画	100 万円以上
プラチナダイヤペンダント(ダイヤ 1.0 カラット)	100 万円以上
牛 1 頭分(200 万円相当)	300 万円以上
羽田間の往復航空券+宿泊施設1泊2食+レンタカー(または特産品 1 万円相当)	10 万円以上
豚 2 頭分+焼酎 3 升+特産品 8 品(+幻の焼酎(抽選))	100 万円以上

### 事例③ 換金性の高いものの例

特 典	条件(寄附額)
温泉宿泊券(1 泊 1 名) + 町内商品券(2,000 円分)	3 万円以上
町内の旅館で使える感謝券(寄附額の半額相当)	5,000 円以上
町内の各旅館、ホテル、飲食店等で利用可能な温泉感謝券(8,000 円相当)	1 万円以上
Tポイント(2,000 円分)	1 万円以上
QUOカード(2,000 円分)	5,000 円以上
スキー場リフト券 2 日分	3 万円以上
空港内ホテルレストラン食事券(5,000 円分)	1 万円以上
温泉旅館利用券(寄附金額の半額相当分)	1 万円以上
東京のアンテナショップで使える商品券(3,000 円分)	1 万円以上

(H26.9 都道府県・市町村ホームページ等から富山県で抽出)

(参考)

○ 無料でもらえる全国お取り寄せグルメ

種目	地方団体	寄附額	内 容
① 米	A町	3万円	60 キロ
② 肉	I市	1万円	〇〇豚の焼肉詰合せ2キロ
③ 魚	K市	1万円	鰹たたき
④ 蟹	M市	1万円	〇〇産のかに
⑤ 酒	K町	1万円	地酒二升
⑥ 野菜	M市	1万円	馬鈴薯、野菜詰合せ
⑦ 果物	A町	1万円	マンゴー1キロ
⑧ スイーツ	M市	1万円	アイスクリーム 15 個
計	8市町	10 万円	

⇒ 「個人住民税の税額控除(特例分)の上限額(所得割の1割)を目一杯利用できる寄付金額が 10 万円程度とすると、自己負担額 2,000 円で上記の特典を得ることが可能」とガイドブックで紹介されている。

このほか…

- 株主優待制度よりも優れたスキーム
- どうせどこかに税金納めなきゃいけないなら、おまけ付きの方がいいでしょう

との指摘も

### 3 狩猟税に関する論点

- (一社)大日本猟友会から提出された狩猟税廃止の要望についてどのように考えるか。

【要望の理由】

- ・ 狩猟の目的は農林漁業者へのボランティアとなっていること
- ・ 「鳥獣の保護及び狩猟に関する行政の実施」(地方税法第 700 条の 51)という本来の目的に使われていない部分も少なくないこと

(参考) 環境省 H<sup>29</sup>税制改正要望

- 狩猟者の拡大を図るため、狩猟者の金銭的負担を軽減するべく、狩猟税の軽減を要望。
- ※ 具体的には、有害鳥獣(シカ・イノシシ)のみの狩猟を行う狩猟者の登録について、狩猟税を軽減する措置の要望を検討中。

富 山 県 知 事  
(全国知事会 地方税財政常任委員会委員長)  
石 井 隆 一 殿

一般社団法人 大日本獵友会  
会 長 佐 々 木 洋 平



## 狩猟税廃止の要望書

昭和 3 8 年に目的税である入猟税が創設され、狩猟免許税（後に各々狩猟税・登録税）との 2 本立てとなり、平成 1 6 年度に狩猟税として一本化された地方税法第 7 0 0 条の 5 1 に定められている狩猟税の廃止を、下記の理由から要望いたします。

### 記

#### 1. 狩猟の目的は農林漁業者へのボランティアとなっていること

近年、200億円超で高止まりしている農業被害、9.4ヘクタールにのぼる林業被害（平成 2 3 年度）の抑制のために狩猟が行われている状況にある。

ちなみに、狩猟税を納める「登録狩猟」による捕獲数、その他の自治体が各種被害抑制のため行う許可狩猟である「有害捕獲」による捕獲数は、次の表のとおり。

「有害捕獲」への要請が非常に多く、捕獲頭数が 2.8 倍に増加し金銭的にも負担は限界に近く、「登録狩猟」に対する農業者の期待も大きく、多額の税金を納めてまで狩猟を行うことには矛盾が生まれている。

(単位：千頭)

	登録狩猟			有害捕獲			合計
	猪	鹿	計	猪	鹿	計	
平成 1 9 年度	135	121	256	95	88	183	439
平成 2 0 年度	170	135	305	136	115	251	556
平成 2 1 年度	160	157	317	148	155	303	620
平成 2 2 年度	228	168	396	257	204	461	857
平成 2 3 年度	177	184	361	217	221	438	799
平成 2 4 年度	164	191	355	255	256	511	866

#### 2. 狩猟税の使途について

狩猟税は目的税でありながら、一般会計に繰り入れられ、本来の「鳥獣の保護及び狩猟に関する行政の実施」につかわれていない部分も少なくない。

## 狩猟税の概要

項 目	内 容																					
1. 課税主体	都道府県																					
2. 課税客体	狩猟者の登録																					
3. 納税義務者	都道府県知事の狩猟者の登録を受ける者																					
4. 税 率	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">免 許 区 分</th> <th style="width: 40%;">税 率</th> <th style="width: 30%;"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第 一 種 銃 猟 免 許</td> <td>① 道府県民税の所得割額の納付を要する者</td> <td style="text-align: right;">16,500円</td> </tr> <tr> <td>② 道府県民税の所得割額の納付を要しない者</td> <td style="text-align: right;">11,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">網 猟 免 許</td> <td>③ 道府県民税の所得割額の納付を要する者</td> <td style="text-align: right;">8,200円</td> </tr> <tr> <td>④ 道府県民税の所得割額の納付を要しない者</td> <td style="text-align: right;">5,500円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">わ な 猟 免 許</td> <td>⑤ 道府県民税の所得割額の納付を要する者</td> <td style="text-align: right;">8,200円</td> </tr> <tr> <td>⑥ 道府県民税の所得割額の納付を要しない者</td> <td style="text-align: right;">5,500円</td> </tr> <tr> <td>第 二 種 銃 猟 免 許</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: right;">5,500円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 ②、④、⑥に該当する者のうち、道府県民税の所得割額の納付を要する者の控除対象配偶者又は扶養親族（農林水産業に従事する者を除く）に該当する者は、それぞれ①、③、⑤の税率となる。  2 放鳥獣猟区のみに係る登録を受ける者については、狩猟税の税率は4分の1となる。  3 対象鳥獣捕獲員に係る登録を受ける者については、狩猟税の税率は2分の1となる。（平成20年改正）</p>	免 許 区 分	税 率		第 一 種 銃 猟 免 許	① 道府県民税の所得割額の納付を要する者	16,500円	② 道府県民税の所得割額の納付を要しない者	11,000円	網 猟 免 許	③ 道府県民税の所得割額の納付を要する者	8,200円	④ 道府県民税の所得割額の納付を要しない者	5,500円	わ な 猟 免 許	⑤ 道府県民税の所得割額の納付を要する者	8,200円	⑥ 道府県民税の所得割額の納付を要しない者	5,500円	第 二 種 銃 猟 免 許	—	5,500円
免 許 区 分	税 率																					
第 一 種 銃 猟 免 許	① 道府県民税の所得割額の納付を要する者	16,500円																				
	② 道府県民税の所得割額の納付を要しない者	11,000円																				
網 猟 免 許	③ 道府県民税の所得割額の納付を要する者	8,200円																				
	④ 道府県民税の所得割額の納付を要しない者	5,500円																				
わ な 猟 免 許	⑤ 道府県民税の所得割額の納付を要する者	8,200円																				
	⑥ 道府県民税の所得割額の納付を要しない者	5,500円																				
第 二 種 銃 猟 免 許	—	5,500円																				
5. 使 途	鳥獣の保護及び狩猟に関する行政の実施に要する費用																					
6. 税 収	17億円（平成24年度決算額）																					
7. 徴収方法	普通徴収又は証紙徴収																					
8. 沿 革	<p>明治3年 狩猟免許税（国税）創設  大正15年 狩猟税（府県税）創設（昭和15年に狩猟者税に改変）  昭和23年 狩猟免許税（国税）を廃止し、狩猟者税（府県税）に統合  昭和38年 狩猟者法改正により、狩猟者税を廃止し、狩猟免許税（普通税）と入猟税（目的税）に改変  昭和54年 狩猟免許税を狩猟者登録税（普通税）に改変  平成16年 狩猟者登録税（普通税）と入猟税（目的税）を統合し、狩猟税（目的税）を創設  平成19年 網・わな猟免許を網猟免許とわな猟免許に分割し、税率を設定  平成20年 対象鳥獣捕獲員に係る狩猟税の特例措置を創設</p>																					

(注1) 免許の種類…第一種銃猟免許（装薬銃を使用する猟法）、網猟免許、わな猟免許、第二種銃猟免許（空気銃を使用する猟法）

(注2) 第1種銃猟免許を持つ者が第1種銃及び第2種銃を使用する際の納税義務は第1種銃猟免許に係る登録についてのみ納税

狩猟税創設以降における税収の推移

年 度	16	17	18	19	20	21	22	23	24
狩猟税収	26億円	25億円	25億円	22億円	21億円	20億円	19億円	18億円	17億円

(平成16～24年度 道府県税徴収実績調より)

平成19年度  
網猟免許及びわな猟免許に区分を変更し、  
新たに税率を設定

網・わな猟免許 税率 16,500円	→	網猟免許 税率 8,200円	わな猟免許 税率 8,200円
-----------------------	---	-------------------	--------------------

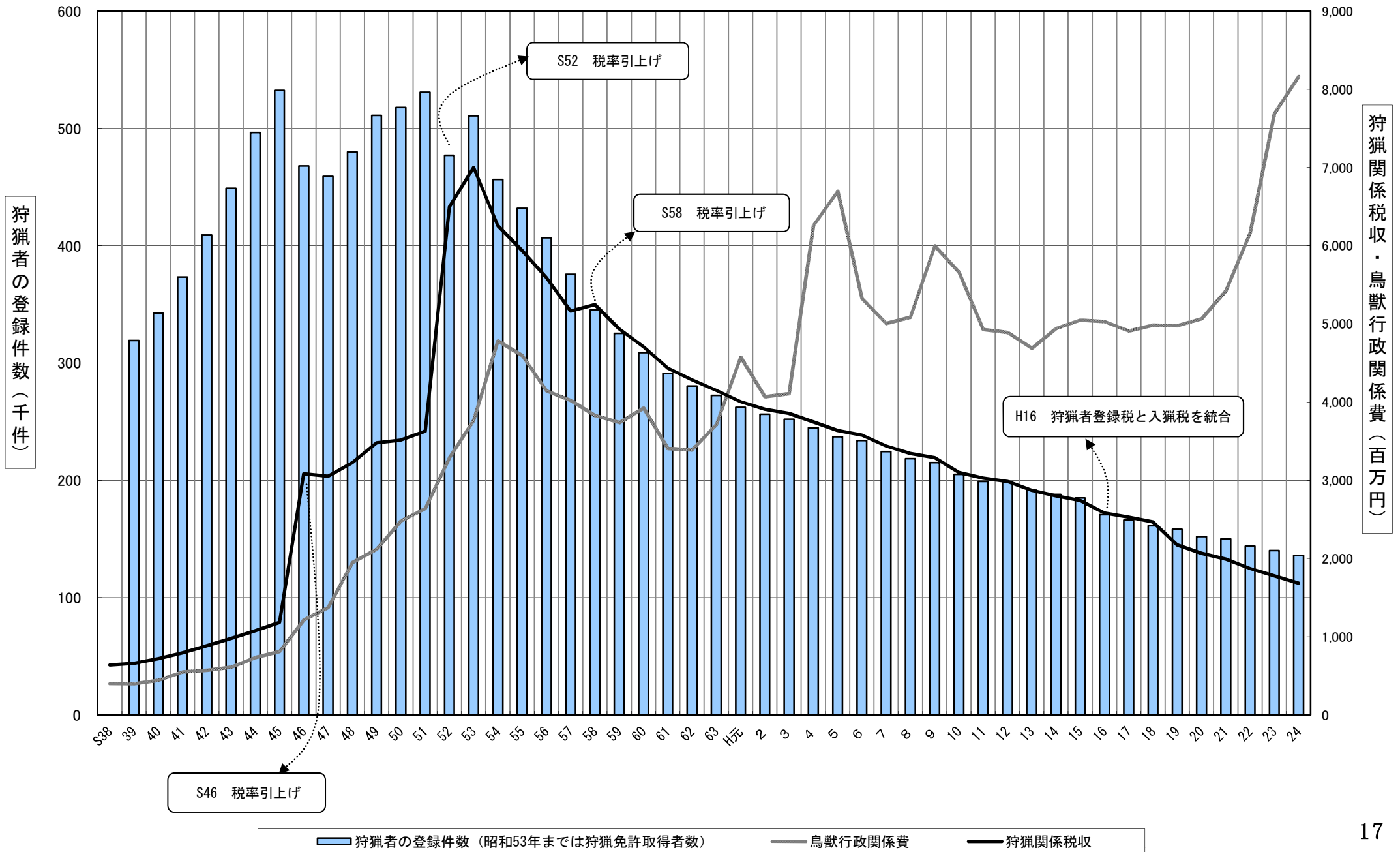
平成20年度  
対象鳥獣捕獲員に係る特例措置  
(税率を1/2に軽減)を創設

(参考)対象鳥獣捕獲員に係る狩猟者登録件数の推移

年 度	20	21	22	23	24
登録件数	790件	1,433件	1,668件	2,326件	6,419件



# 狩猟者の登録件数、狩猟関係税込、鳥獣行政関係経費の推移



## 平成23年度 鳥獣行政関係歳出予算の状況

(単位：千円)

都道府県	鳥獣行政関係歳出予算 (職員費、有害鳥獣捕獲費、鳥獣保護員関係費、鳥獣生息調査費、狩猟免許事務費等)	狩猟税額	充当率
	環境省作成「鳥獣関係統計」の数値	総務省作成「都道府県決算カード」の数値	「狩猟税額」を「鳥獣行政関係歳出予算」で除した数値
北海道	444,583	122,359	27.5%
青森	44,253	20,125	45.5%
岩手	70,064	38,914	55.5%
宮城	300,184	27,337	9.1%
秋田	39,612	30,567	77.2%
山形	64,517	27,652	42.9%
福島	138,760	46,754	33.7%
茨城	64,695	63,547	98.2%
栃木	90,080	49,380	54.8%
群馬	155,998	54,699	35.1%
埼玉	539,030	30,682	5.7%
千葉	260,534	52,987	20.3%
東京	124,981	5,432	4.3%
神奈川	205,092	26,818	13.1%
新潟	139,561	40,901	29.3%
富山	83,026	13,107	15.8%
石川	64,390	12,340	19.2%
福井	77,842	19,575	25.1%
山梨	165,562	47,840	28.9%
長野	152,472	78,591	51.5%
岐阜	151,894	42,663	28.1%
静岡	185,978	70,974	38.2%
愛知	36,837	27,931	75.8%
三重	30,779	42,042	136.6%
滋賀	153,621	22,586	14.7%
京都	404,290	32,095	7.9%
大阪	27,414	10,810	39.4%
兵庫	542,809	58,487	10.8%
奈良	57,100	19,450	34.1%
和歌山	240,825	39,173	16.3%
鳥取	114,175	14,710	12.9%
島根	131,796	29,327	22.3%
岡山	89,825	47,581	53.0%
広島	112,624	40,427	35.9%
山口	82,533	36,400	44.1%
徳島	55,219	26,464	47.9%
香川	60,110	16,600	27.6%
愛媛	58,608	46,133	78.7%
高知	461,674	53,982	11.7%
福岡	107,467	38,272	35.6%
佐賀	43,641	17,284	39.6%
長崎	195,877	21,326	10.9%
熊本	91,680	49,176	53.6%
大分	612,276	51,396	8.4%
宮崎	90,588	55,004	60.7%
鹿児島	73,419	54,922	74.8%
沖縄	249,853	3,923	1.6%
<b>合計</b>	<b>7,688,147</b>	<b>1,778,745</b>	<b>23.1%</b>